

10 居住系サービス等に係る留意事項

1 障害福祉関係施設等の整備について

(1) 令和2年度社会福祉施設等施設整備費補助金の予算案について

平成30年に続き、令和元年も多く自然災害が発生し、災害そのものによる直接的な被害に加え、インフラの毀損による二次被害が生じた。

政府においては、国民の生活や経済活動に大きな影響を及ぼすことのないよう、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」(平成30年12月14日閣議決定)(以下「緊急対策」という。)を取りまとめ、それに基づき社会福祉施設等の耐震化整備、ブロック塀等の改修整備及び非常用自家発電設備の整備を進めてきた。

令和2年度は3か年の最終年度となり、引き続き耐震化整備を推進する。
(首相官邸ホームページ：<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/jyuyouinfura/index.html>参照)

また、一億総活躍社会の実現に向けて障害児・者が地域で安心し、それぞれの能力を発揮することができるよう、

- ・ 障害者の社会参加支援や地域生活支援を更に推進するための就労移行支援事業所等の日中活動系事業所やグループホーム等の整備
- ・ 障害児支援の充実を図るための児童発達支援センター等の整備や小規模な形態によるきめ細やかな支援体制の整備

等を図る必要がある。

こうした課題に対応するため、社会福祉施設等施設整備費補助金については、令和2年度予算(案)において、174億円を計上している。

(2) 令和2年度社会福祉施設等施設整備費補助金の執行について

① 令和2年度国庫補助協議について

令和2年度予算(案)に係る国庫補助協議については、緊急対策を優先することとしているので、これまで国庫補助協議を見送っていた老朽化による改築等の耐震化整備について、この機会に積極的に協議を行っていたべくよう願います。

また、国庫補助協議に当たっては、以下の点にご留意頂きたい。

ア 社会福祉施設等施設整備費補助金で整備した施設が整備後にサービスの全部又は一部を休止していたり、利用が低調であることの指摘(会計検査院)を受けていることから、施設整備の緊急性や必要性の高い案件に厳選して協議されたい。

イ 平成28年3月に成立した「社会福祉法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第21号)において、社会福祉法人の保有する財産について、将来の建替費用等事業継続に必要な財産(控除対象財産)を控除した上で、社会福祉充実財産(社会福祉充実残額)を明確化することとしている。

社会福祉充実財産がある法人については、社会福祉充実計画を策定の上、計画的に既存事業の充実又は新規事業に活用することとしており、平成30年度における社会福祉充実計画の作成状況の調査では社会福祉充実財産が生じた法人の約4割(40.2%)が社会福祉充実計画

内容において「既存施設の建替、施設整備」に活用すると回答している。

各都道府県等におかれては、社会福祉充実財産がある場合には、法人の経営判断を十分に尊重した上で、法人が策定している社会福祉充実計画について、どのような既存事業の充実又は新規事業に活用する計画にあるかを確認するようお願いする。

ウ 社会福祉施設等施設整備費補助金については、平成 18 年度から公立施設分の整備について一般財源化されている。このため、公立施設を民間に移譲等する際に必要となる施設整備については、地方負担による対応に努めていただくようお願いする。

なお、国庫補助協議のスケジュールについては、以下のとおり予定しているのご協力願いたい。

(国庫補助協議のスケジュール)

- ・厚生労働本省から地方自治体に対する事前の協議額調査 3月上旬
- ・地方自治体から協議書の地方厚生(支)局への提出 3月中
- ・地方厚生(支)局における都道府県、市ヒアリング 4月中

② 令和 2 年度補助基準単価について

令和 2 年度における社会福祉施設等施設整備費補助金の補助基準単価については、資材費及び労務費の動向や消費税率の引上げ等を踏まえ、前年度比 2.5%増の改定を行うことを予定しているのをご承知置き願いたい。

(3) 福祉医療機構による融資条件の優遇について

独立行政法人福祉医療機構による障害福祉関係施設に対する融資条件の優遇措置が引き続き実施される予定であり、管内の社会福祉法人等に対し、周知方をお願いしたい。なお、詳細の取扱いは、独立行政法人福祉医療機構の福祉医療貸付部に照会いただきたい。

① 障害者自立支援基盤整備事業にかかる融資条件の優遇

障害福祉サービス事業の基盤整備を促進するため、社会福祉施設等施設整備費補助金の交付が行われた事業に対して融資率の優遇を行う。

融資率 85%

② スプリンクラー整備にかかる融資条件の優遇

スプリンクラーを整備する事業に対して融資率及び貸付利率の優遇を行う。

【国庫補助金の交付を受ける事業】

融資率 95%

貸付利率 基準金利同率（措置期間中無利子）

【上記以外の事業】

融資率 通常の融資率と同様

貸付利率 基準金利同率

③ 社会福祉施設等の高台移転にかかる融資条件の優遇措置

津波対策として、自力避難が困難な障害者が入所する社会福祉施設等の高台移転を促進するため、立地上津波による被害の恐れがあると都道府県知事等が認め、かつ、施設の安全上問題のない高台に移転する事業に対して融資率及び貸付利率の優遇を行う。

【国庫補助金の交付を受ける事業】

融資率 95%

貸付利率 無利子

【上記以外の事業】

融資率 通常の融資率と同様

貸付利率 基準金利同率

耐震化整備、アスベスト対策事業及び非常用自家発電設備等については、それぞれの項目に記載しているので確認されたい。

（４）障害福祉関係施設等の財産処分について

近年、厚生労働省一般会計補助金等の交付を受けて取得し、又は効用の増加した障害関係福祉施設等について、厚生労働大臣（又は地方厚生（支）局長）の承認を受けることなく財産処分を行う等の不適切な事例が散見されるところである。

財産処分に当たっては「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年法律第179号）による申請手続き等が必要となるため、財産処分の計画がある場合には、その検討段階で連絡をお願いしたい。

（参考）

- ・「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」（平成20年4月17日社援発0417001号厚生労働省社会・援護局長通知）

（５）障害福祉関係施設におけるアスベスト対策について

① アスベスト使用実態調査について

障害福祉関係施設におけるアスベスト使用実態については、平成30年3月※に公表したとおり一部施設において、「ばく露の恐れがある施設」が確認されているところである。各都道府県等におかれては、入所者及び

職員等の安全を確保するため、労働関係部局、建設関係部局、環境関係部局等とも十分連携の上、引き続き障害福祉関係施設におけるアスベスト対策の徹底に万全を期されるようお願いする。

※ 平成 30 年 12 月時点の使用実態調査については、現在集計中であり、公表時には別途、お知らせする。

② アスベストの除去等について

アスベストの除去等に要する費用については、社会福祉施設等施設整備費補助金の補助対象となっていることから、補助制度を積極的に活用しながら、その早期処理に努めるよう指導をお願いしたい。

なお、独立行政法人福祉医療機構において、平成 17 年度から実施してきたアスベスト対策事業に係る融資条件の優遇措置について、令和 2 年度も引き続き実施することとしている。

融資率の引上げ 5%

貸付利率の引下げ 0.05%～0.4%

※ 融資率が 80%未満のものに限る。

(6) 障害福祉関係施設の木材利用の促進及び CLT の活用について

障害福祉関係施設における木材の利用の促進及び CLT の活用に当たっては、「社会福祉施設等における木材の利用の促進及び CLT の活用について」（平成 28 年 7 月 21 日雇児発 0721 第 17 号・社援発 0721 第 5 号・障発 0721 第 2 号・老発 0721 第 2 号、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長等連名通知）において、木材の持つ柔らかさ、暖かさを取り入れることにより施設入所者や利用者に精神的なゆとりと安らぎを与えるなどの効果も期待できることから、木材の利用や CLT の積極的な活用についてご配慮をいただくとともに、管内市町村及び社会福祉法人等に対しても、木材の利用や CLT の積極的な活用についての周知にご協力いただくようお願いしているところであり、引き続きご協力をお願いしたい。

社会福祉施設等施設整備費補助金

令和元年度予算額 → 令和2年度予算額(案)
 69億 → 68億
 +12.6億円(臨時・特別の措置分) +10.6億円(臨時・特別の措置分)
【令和元年度 補正予算 83億円】

○ 地方自治体が策定する整備計画が着実に実施されるよう障害児・者の障害福祉サービス等の基盤整備を図る。
 (補助率: 国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/4、設置者1/4)

日中活動系サービス等の充実・地域移行の推進

○ 障害者の社会参加支援及び地域移行支援を更に推進するため、就労移行支援、就労継続支援事業所等の日中活動系サービス事業所やグループホーム等の整備促進を図る。



障害児支援の充実

○ 障害児支援の充実を図るため、地域の障害児支援の拠点となる児童発達支援センター等の整備や小規模な形態によるきめ細やかな支援体制の整備を推進する。



耐震化・防災対策の推進

○ 障害児・障害者が利用する施設の安全・安心を確保するため、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に基づき、耐震化整備を推進するほか、非常用自家発電設備・給水設備の整備等を推進する。



1. 対象施設

※ 公立施設については、平成18年度に一般財源化したため補助対象外。
 ※ これ以外に保護施設、身体障害者社会参加支援施設等がある。

障害者総合支援法上のサービス	日中活動系	短期入所(ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う
		療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行う
		生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供する
	居住支援系	自立生活援助	一人暮らしに必要な理解力・生活力を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行う
		共同生活援助(グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行う
	訓練系・就労系	自立訓練(機能訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の維持、向上のために必要な訓練を行う
		自立訓練(生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の維持、向上のために必要な支援、訓練を行う
		就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う
		就労継続支援(A型=雇用型)	一般企業等での就労が困難な人に、雇用して就労する機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行う
		就労継続支援(B型)	一般企業等での就労が困難な人に、就労する機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行う
施設系	就労定着支援	一般就労に移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行う	
	施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行う	
	児童福祉法上のサービス	障害児通所支援	児童発達支援
放課後等デイサービス			授業の終了後又は学校の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の必要な支援を行う
障害児入所支援		居宅訪問型児童発達支援	重度の障害等により外出が著しく困難な障害児の居宅を訪問して発達支援を行う
		保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障害のある児童に対して、集団生活への適応のための専門的な支援その他の必要な支援を行う
		障害児入所施設	施設に入所する障害のある児童に対して、保護、日常生活の指導及び自立に必要な知識技能の付与を行う

3 障害福祉サービス事業所等の整備及び適切な運営等について

(1) 短期入所サービスの整備促進

障害児者の地域生活を支援するには、緊急時の対応やレスパイトとしての機能を有する短期入所の整備が重要であり、更なる整備が必要である。

特に、医療ニーズの高い重度の障害児者が地域で安心して暮らしていく上で、介護者が病気等になった時や一時的な休息を取るための医療型短期入所の充実を図っていくことは極めて重要であるが、事業所数の伸びはほぼ横ばいとなっている。

医療型短期入所はニーズが高いサービスであり、各都道府県市においては、引き続き地域における実情等を適切に把握し、その実情等を踏まえ、医療ニーズの高い障害児者に対して適切な支援が行われるよう、医療機関の協力を得ながら、積極的に整備を推進していただきたい。

また、令和元年度障害者総合推進事業において、「医療型短期入所に関する実態調査」を実施しており、調査結果や成果物である医療型短期入所の参入促進に向けたガイドブックについて、今後周知する予定であるので、ご承知おき願いたい。

なお、平成30年度報酬改定においては、福祉型短期入所について医療的ケアが必要な障害児者の受入れを積極的に支援するため、短期入所の新たな報酬区分として「福祉型強化短期入所サービス費」を創設し、医療型短期入所については、経営の実態等を踏まえて基本報酬を引き上げていることから、サービスの更なる活用と整備促進をお願いする。

(2) 共生型サービスの整備促進

「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が平成30年4月に施行され、高齢者と障害児者が同一事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉制度の両制度において、新たに「共生型サービス」を位置付け、障害福祉サービス事業所（介護保険サービス事業所）等であれば、基本的に介護保険サービス事業所（障害福祉サービス事業所）の指定も受けられる特例を設けている。

令和元年度障害者総合福祉推進事業「共生型サービスに関する実態調査」及び令和元年度老人保健健康増進等事業「共生型サービスの実態把握及び普及啓発に関する調査研究事業」において、自治体や事業所に対するアンケート調査やヒアリング調査、共生型サービスの普及啓発に向けた研修会やシンポジウムを実施しており、調査結果や成果物について今後周知する予定であるので、ご承知おき願いたい。

各自治体におかれては、これら資料も活用いただき、制度趣旨や事業概要、取組事例等について管内事業所に対する説明会の開催等を通じた共生型サービスの普及促進に向けた取組をお願いしたい。

なお、介護保険サービス事業所が実施している共生型障害福祉サービス等の請求事業所数は、合計 517 事業所（令和元年 11 月審査分（10 月サービス提供分））となっている。【関連資料 1】

（3）障害福祉サービス等の情報公表制度について

令和元年 10 月に創設された福祉・介護職員等特定処遇改善加算について、「福祉・介護職員等特定処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（令和元年 5 月 17 日障障発 0517 第 1 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長）において、令和 2 年度より、加算に基づく取組の見える化を算定要件としているところ。

（以下「見える化要件」という。）

今般、事務を標準化する観点から、障害福祉サービス等情報公表システムにおいて、見える化要件の入力・公表ができるよう整備したので、原則、当該システムを活用していただきたい。

併せて、情報公表制度に定められている「都道府県知事が必要と認めた事項」について、設定・公表ができるよう整備したので、必要に応じて活用されたい。

また、公表情報について、年度ごとの情報更新が必要だが、今年度は、情報が更新されていない事業所や、制度開始後、未だ公表されていない事業所情報が散見されるため、都道府県等においては、より一層管内事業者に対して報告を促すとともに、報告された情報を速やかに審査し、公表していただくようお願いする。【関連資料 2】

（4）障害福祉の仕事の魅力発信について

障害福祉人材の確保に係る取組は重要と考えており、順次にわたり処遇改善を実施しており、さらに、令和 2 年度予算案では、地域生活支援事業における都道府県事業の新たなメニューとして、「障害福祉のしごと魅力発信事業」を創設予定である。

厚生労働省では、障害福祉の仕事の魅力を発信するための動画等を作成予定であるため、適宜活用いただくとともに、各都道府県においても就職フェアや体験イベント等の開催により、障害福祉の仕事の魅力を積極的に取り組んでいただきたい。【関連資料 3】

（5）障害福祉分野におけるロボット・ICT 等導入支援事業の実施主体拡大について

障害福祉の現場におけるロボット技術の活用による介護業務の負担軽減等を推進するため、令和元年度補正予算及び令和 2 年度予算案に障害福祉分野におけるロボット等導入支援事業を計上し、補助対象自治体に指定都

市及び中核市を追加するとともに、対象施設・事業所を障害者支援施設及び共同生活援助事業所としたところである。

令和2年度予算案に係る協議については、別途改めて案内するので、積極的なご活用をお願いします。【関連資料4】

また、障害福祉分野における生産性向上に向けた取組を促進するため、令和元年度補正予算に障害福祉分野のICT導入モデル事業を計上しており、先般、都道府県・指定都市に対して所要額調査を行ったところである。交付申請については追ってお示しすることとしているが、引き続き協議に係る相談を受け付けているので、積極的な活用をお願いします。

(6) 障害者自立支援給付費負担金等の適正な執行について

障害者自立支援給付費負担金については、平成29年度以前（H25～H29）の交付額について、令和元年度において再確定を行っている。（235件、返還額124百万円・追加交付額224百万円）

これは、会計検査院による指摘や市町村における自主監査等によって国庫負担金が過大、または過小に交付されていることが判明したものであり、その要因は、事業所の不正請求や負担金の算定について事業所や自治体での事務処理誤り等である。

各都道府県におかれては、限りある予算であることをご理解いただき、負担金の算定方法や誤りやすい事例などについて、市町村を集めた研修会や勉強会の開催等を通じて、十分な理解を促していただくとともに、審査・確認に二重のチェックを行うなど、市町村に対する適切な助言・指導に努めていただきたい。

なお、障害児入所給付費等国庫負担金においても同様に市町村に対する適切な助言・指導に努めていただきたい。

【会計検査院による主な指摘事項】

- ・ 市町村において、障害福祉サービス費等の算定の際、国庫負担金の対象とならない自治体単独事業の費用を計上するなどし、国庫負担金が過大に交付されていた。
- ・ 事業所において、就労移行支援事業の給付費の算定の際に適正な就労定着の状況に基づかずに就労定着支援体制加算を算定していた。
- ・ 市町村において、障害児入所給付費等の算定の際に利用者負担額を控除していなかったため、国庫負担金が過大に交付されていた。
- ・ 事業所において、放課後等デイサービスに係る障害児通所給付費の算定の際、所定の要件を満たした児童発達支援管理責任者を配置していないにも関わらず児童発達支援管理責任者欠如減算を行わず算定していた。

(7) 障害福祉関係施設の防災・減災対策等について

① 障害福祉関係施設の耐震化について

障害福祉関係施設の耐震化状況については、平成 30 年 9 月に公表した「社会福祉施設等の耐震化状況調査」の結果（厚生労働省ホームページ：https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/shakai-fukushi-shisetsu1/index.html 参照）では、平成 29 年 3 月時点（※ 1）の耐震化率は 83.7%（4.2 万棟／5.0 万棟）であり、未だ耐震化されていない施設が見受けられるところである。

障害福祉関係施設については、自力避難が困難な方が多く利用されており、利用者の安全を確保する観点から、できる限り早期に全ての施設の耐震化を完了する必要がある。

こうした中、緊急対策において、社会福祉施設等の耐震化を着実に推進していくことを明記するなど、厚生労働省としても、今後、想定される南海トラフ地震や首都直下地震等に備え、引き続き、未耐震施設の耐震化整備を早急に進めていくことが喫緊の課題であると考えている。各都道府県等におかれては、未耐震施設の把握（対象施設の種別や場所のみならず、耐震化計画の有無や内容、それぞれが抱えている耐震化に向けた課題など）に努めていただくとともに、当該施設に対しては、積極的に補助制度や融資制度（※ 2）の情報提供や助言を行うなど、計画的に耐震化整備を進めていただきたい。

※ 1 平成 31 年 3 月の状況については、現在集計中であり、公表時には別途、お知らせする

※ 2 耐震化整備の設置者負担については、独立行政法人福祉医療機構において融資を行っており、社会福祉事業施設の耐震化整備については、融資条件の優遇措置を実施している。

【国庫補助金の交付を受ける事業】

融資率 95%

貸付利率 基準金利同率（措置期間中無利子）

【上記以外の事業】

融資率 通常の融資率と同様

貸付利率 基準金利同率

② 障害福祉関係施設の非常用自家発電設備整備・給水設備等の整備について

障害福祉関係施設については、日常生活上の支援が必要な方が多数利用していることから、災害時においてもその機能を維持できるよう必要な対策を講じることが重要であるため、非常用自家発電設備・給水設備の整備を推進することとしている。

また、グループホームの改修整備にあたっては、停電時に備えた外部給電を受けるために必要となる設備の改修及び蓄電設備の設置に係る改修も可能となっている。

各都道府県等におかれては、障害福祉関係施設に対し、災害による停

電・断水に備えた対策の点検を促すとともに、非常用自家発電設備・給水設備を整備する場合等の社会福祉施設等施設整備費補助金の活用について周知をお願いします。

あわせて、災害による停電時に非常用自家発電設備を問題なく使用できるよう、設備の定期的な点検や使用訓練等を行っていただくことについても周知をお願いします。

※ 非常用自家発電設備整備及び給水設備の設置者負担については、独立行政法人福祉医療機構において融資を行っており、非常用自家発電設備整備及び給水設備については、融資条件の優遇措置を実施している。（令和元年度補正予算にて対応）

【国庫補助金の交付を受ける事業】

融資率 95%（施設本体を含む）

貸付利率 基準金利同率（措置期間中無利子）

【上記以外の事業】

融資率 通常の融資率と同様

③ 障害福祉関係施設の土砂災害対策の徹底について

障害福祉関係施設の土砂災害対策については、「土砂災害のおそれのある箇所に立地する「主として防災上の配慮を要する者が利用する施設」に係る土砂災害対策における連携の強化について」（平成 27 年 8 月 20 日付 27 文施企第 19 号文部科学省大臣官房文教施設企画部施設企画課長、同省スポーツ・青少年局学校健康教育課長、科発 0820 第 1 号厚生労働省大臣官房厚生科学課長、国水砂第 44 号国土交通省水管理・国土保全局砂防部砂防計画課長連名通知。以下「土砂災害対策連携通知」という。）により、民生部局と砂防部局の連携による土砂災害対策の推進をお願いしてきたところである。

こうした中、平成 28 年の台風 10 号に伴う水害など、近年の水害・土砂災害の発生等を踏まえ、平成 29 年 6 月に土砂災害防止法が改正され、洪水等の浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施が義務付けられたところである。

各都道府県等におかれては、同法の施行も踏まえ、砂防部局や管内市町村との連携体制を一層強化し、水害・土砂災害のおそれがある地域に立地する障害福祉関係施設を的確に把握するとともに、「要配慮者利用施設管理者のための土砂災害に関する避難確保計画作成の手引き」や「水害・土砂災害に係る要配慮者利用施設における避難計画点検マニュアル」を参考に、当該施設に対して、改めて指導・助言等を行っていただくようお願いする。

また、厚生労働省においては、「土砂災害のおそれのある箇所に立地する「主として防災上の配慮を要する者が利用する施設」に係る土砂災害対策における連携の強化について」（平成 29 年 11 月 24 日付厚生労働省子ど

も家庭局子育て支援課長ほか連名通知)を通知しているところであるので、各都道府県等におかれては、同通知を踏まえ、土砂災害対策連携通知の内容の再確認、関係部局間の情報共有、管内市区町村への周知等についても、併せて適切な対応をお願いする。

④ 大規模災害等への対応について

障害福祉関係施設においては、自力避難が困難な方が多数利用していることから、利用者の安全確保等の観点から、大規模災害等に備えた十分な対策を講じる必要がある。

各都道府県等におかれては、各種法令や通知等に基づき、非常災害対策計画の策定、消防等関係機関への通報及び連絡体制の整備、定期的な避難訓練の実施、停電や断水といったライフラインの寸断に備えた物資の備蓄等の災害対策に万全を期すよう、障害福祉関係施設に対する助言等をお願いする。(「社会福祉施設等における災害時に備えたライフライン等の点検について」(平成30年10月19日付事務連絡厚生労働省子ども家庭局子育て支援課ほか連名)など参照)

また、障害福祉関係施設は、災害時において地域の防災拠点としての機能も期待されることから、社会福祉施設等施設整備費補助金を活用した避難スペース、非常用自家発電設備及び給水設備の整備を進めるなどにより、災害時において被災障害者等を積極的に受入れる体制の整備をお願いしたい。

(8) 障害福祉関係施設の被災状況の把握等について

災害発生時における障害福祉関係施設の被災状況については、「災害発生時における社会福祉施設等の被災状況の把握等について」(平成29年2月20日付け雇児発0220第2号、社援発0220第1号、障発0220第1号、老発0220第1号)に基づき、各都道府県等から情報提供をいただき、当該情報を基に被害状況の把握及び必要な支援策の検討等に活用しているところである。

今後、都道府県等におかれては、以下の点に、ご留意いただきたい。

① 迅速な情報収集及び提供について

必要な支援を迅速に行うためには、通知に基づく情報が非常に重要であることから、災害発生時には可能な限り迅速な情報収集及び提供をお願いする。また、被災状況の把握にあたっては、停電等により連絡手段が途絶された場合に備え、施設長等の携帯電話、固定電話、防災電話、Eメール、SNS、市町村、関係団体からの報告、職員による巡回等による情報収集等の手段について、あらかじめ整理し、把握するとともに、電源車、給水車等の施設からの支援要請についても把握するようお願いする。

② 停電発生時の対応について

社会福祉施設等で停電が発生した場合には、重大な事故につながるおそれがあり、それを未然に防止することが必要であることから、都道府県等

におかれては、社会福祉施設等で停電が発生した際に、特に医療的配慮が必要な入所者等について、電源が確保された協力病院等に一時避難を依頼する等、要配慮者の安全対策に万全を期すよう、平時から施設管理者等に対し働きかけを行っていただきたい。

③ 施設リストの提出について

同通知においては、災害発生時に速やかに社会福祉施設等の被害情報を収集することができるよう、あらかじめ各都道府県等において対象施設種別の施設リストを更新の上、厚生労働省に提出していただくこととしているが、未だに未提出の自治体が見受けられるところである。未提出自治体におかれては、災害時における被害情報の収集を円滑にできるよう、早急に御対応をお願いする。

なお、昨年の災害時の対応を踏まえ、今年度中を目途に社会福祉施設等の被災状況の把握様式について、電源車や給水車の支援要請状況も加えた上で、施設リストの提出を依頼する予定（提出期限：令和2年4月末）であるので、期限までの提出をお願いしたい。

④ 災害時情報共有システムの構築について

令和元年度補正予算を活用し、災害発生時の被災状況等を社会福祉施設等が直接入力し、国・地方公共団体が一元的に確認できる災害時情報共有システムを構築することとしているので、予めご了承ください。

(9) 東日本大震災からの復旧・復興等（利用者負担免除に係る自治体負担分に対する財政支援）

東日本大震災により被災した障害福祉サービス等の利用者に係る利用者負担を免除した場合の取扱いについては、財政支援を次のとおり延長する予定であり、令和2年度予算案に計上しているため、管内市町村、サービス事業所等に周知を図るようご配慮願いたい。

なお、詳細は近日中に交付要綱でお示しすることとしているので、管内自治体への周知をお願いしたい。

○対象者：東京電力福島第一原子力発電所事故により設定された帰還困難区域等（※1）、上位所得層を除く旧緊急時避難準備区域等（※2）及び令和元年度以前に指定が解除された旧避難指示解除準備区域等（※3）の住民（震災発生後、他市町村に避難のため転出した住民を含む。）。なお、令和元年度に指定解除となる区域等（※4）の上位所得層は、一定期間、対象に含める。

（※1）帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域

（※2）旧緊急時避難準備区域、旧特定避難勧奨地点（ホットスポット）

（※3）旧避難指示解除準備区域及び旧居住制限区域

(※4) 以下の2つの区域等をいう。

(1) 平成31年4月10日に指定が解除された旧居住制限区域等（大熊町の旧居住制限区域及び旧避難指示解除準備区域）

(2) 令和2年3月に指定が解除される旧避難指示解除準備区域等（双葉町の旧避難指示解除準備区域及び双葉町、大熊町、富岡町の一部の帰還困難区域）

○対象となるサービス：介護給付費、訓練等給付費、障害児入所給付費等、障害児通所給付費等、補装具費等、障害児入所措置費、やむを得ない事由による措置費

○実施期間：令和3年2月末（サービス提供分）まで。ただし、令和元年度に指定解除となる区域等の上位所得層は、令和2年9月30日まで。（予定）

共生型サービスの請求事業所数

(介護保険事業所が共生型障害福祉サービス等の指定を取る場合)

関連資料1

(令和元年11月審査分(10月サービス提供分))

種類	指定を受けている 介護保険サービス(※1)	共生型の 請求事業所数	(参考)サービス全体の 請求事業所数(※2)
【障害福祉サービス】			
居宅介護	指定訪問介護事業所	53	20,176
重度訪問介護	指定訪問介護事業所	13	7,482
短期入所	指定短期入所生活介護事業所(介護予防を含む)、(看護)小規模多機能型居宅介護(予防を含む)の「泊まり」部分	37	5,021
生活介護	指定通所介護事業所(地域密着型を含む)、(看護)小規模多機能型居宅介護(予防を含む)の「通い」部分	274	10,866
自立訓練(機能訓練)	指定通所介護事業所(地域密着型を含む)、(看護)小規模多機能型居宅介護(予防を含む)の「通い」部分	21	179
自立訓練(生活訓練)	指定通所介護事業所(地域密着型を含む)、(看護)小規模多機能型居宅介護(予防を含む)の「通い」部分	18	1,170
【障害児通所支援】			
児童発達支援	指定通所介護事業所(地域密着型を含む)、(看護)小規模多機能型居宅介護(予防を含む)の「通い」部分	17	6,901
放課後等デイサービス	指定通所介護事業所(地域密着型を含む)、(看護)小規模多機能型居宅介護(予防を含む)の「通い」部分	84	14,080
合計		517	-

(出典)国保連合会保有給付実績情報に基づき、障害保健福祉部にて任意集計を実施。

(※1)「指定を受けている介護保険サービス」毎の「共生型の請求事業所数」の内訳は把握できていない。また、介護保険サービス以外に、指定生活介護は共生型障害児通所支援の指定が、障害児通所支援は共生型生活介護の指定が可能であり、件数に含まれている。

(※2)「サービス全体の請求事業所数」は令和元年11月審査分(10月サービス提供分)。

福祉・介護職員等特定処遇改善加算における見える化要件の対応について

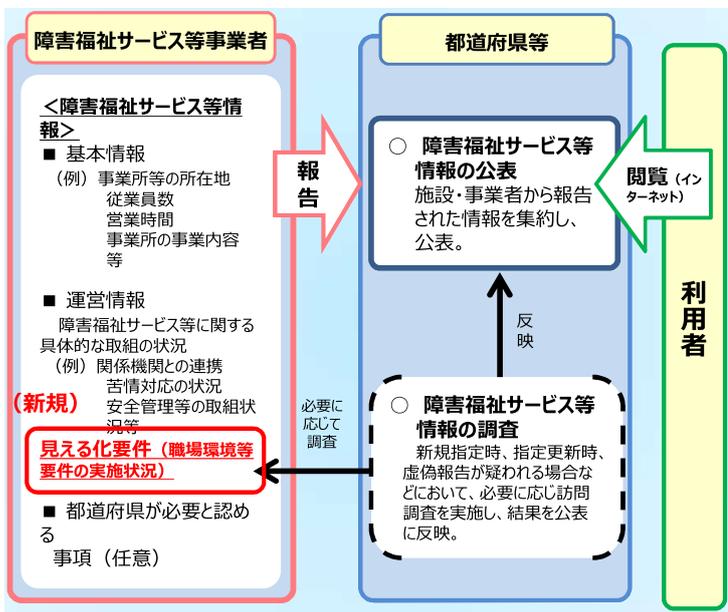
(障害福祉サービス等情報公表システム関係)

関連資料2

- 令和元年10月に創設された福祉・介護職員等特定処遇改善加算の取得要件の一つとして、処遇改善加算に基づく取組の見える化を行う事が定められており、令和2年度からの要件としているところ。(以下「見える化要件」という。)
- 見える化要件を満たすには、処遇改善加算に基づく取組について、ホームページへの掲載等により公表していることを求めている。
- 今般、事務を標準化する観点から、障害福祉サービス等情報公表システムにおいて、見える化要件(処遇改善加算に基づく職場環境等要件の実施状況)の入力・公表ができるよう整備したので、原則、当該システムを活用していただきたい。

【制度概要】

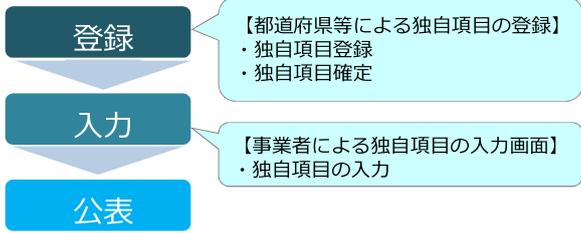
【事業所入力画面】



The top screenshot shows the 'サービス内容情報' (Service Content Information) input screen. A callout box states: '事業者が入力する「サービス内容に関する事項」欄に特定処遇改善加算に関する項目が表示されます' (Items related to specific treatment improvement addition are displayed in the 'Service Content Related Items' field). The bottom screenshot shows the '【事業所公表画面】' (Service Provider Public Display Screen), which lists various service items with 'はい' (Yes) or 'いいえ' (No) selection buttons.

障害福祉サービス等情報公表制度における都道府県等が必要と認めた事項の対応について (障害福祉サービス等情報公表システム関係)

- 障害福祉サービス等情報公表制度において、事業者から報告を求める項目として「都道府県知事が必要と認めた事項」（以下「独自項目」という。）が定められており、今般、障害福祉サービス等情報公表システムにおいて、独自項目を設定、公表できるよう整備した。



登録できる独自項目の形式

独自項目形式	独自項目属性定義
文字入力	表示順、名称、必須・オプション、記入要領、最大文字数
数値入力（整数のみ）	表示順、名称、必須・オプション、記入要領、最大桁数（整数部）、単位、数値範囲
数値入力（小数点以下も含む）	表示順、名称、必須・オプション、記入要領、最大桁数（整数部、小数部）、単位、数値範囲
リスト選択（選択肢は10つまで）	表示順、名称、必須・オプション、記入要領、選択肢及び表示順
ボタン選択（選択肢は5つまで）	表示順、名称、必須・オプション、記入要領、選択肢及び表示順

（都道府県等）設定画面
各サービスが一覧で表示され、現在の独自項目の設定状況、登録状況が表示されます

都道府県知事が必要と認める事項

ICT活用（支援内容や申し込み事項の共有（事業者内に加えタブレット端末を活用し訪問先でアクセスを可能にすること等を含む））	サンプルテキスト
障害者居宅介護従事者基礎研修課程修了者（旧ホームヘルパー3級研修課程修了者含む）	11111人
嚥食吸引等の医療的ケアを必要とする利用者の人数	222.22人/月
キャリアパス要件に該当する事項（キャリアパス要件を満たしていない障害福祉サービス等事業者に限る。）	あり

左表の独自項目を設定後、事業所が入力した結果が公表画面上で公開されます

障害福祉サービス等情報公表制度における公表の推進について

障害福祉サービス等情報公表制度における公表状況等

1. 平成30年4月1日改正総合支援法等施行
2. 平成30年9月28日、独立行政法人福祉医療機構が運営する「WAM NET」上に「障害福祉サービス等情報検索サイト」を開設し、公表開始
3. 令和2年2月7日現在：掲載事業所数119,298件
参考：令和元年10月において、国保連を通じて報酬請求があった指定事業所数120,955件
4. 障害福祉サービス等情報検索サイトの閲覧数
 - ・平成31年3月末日：3,331,687件
 - ・令和元年10月末日：4,106,510件
 - ・令和2年1月末日：5,259,947件

令和元年度における更新状況及び公表の推進について

- 令和元年度における事業所等情報の更新率（※）は全体で49.3%である。（令和2年2月7日現在）
※ 更新率の計算には今年度の新規事業所等の掲載状況を含む。
- 情報公表制度は、利用者の個々のニーズに応じた良質なサービスの選択、事業者のサービスの質の向上等に資するための情報を公表するものであり、当該サイトの閲覧数も増加しているため、各都道府県等においては、より一層適切な情報公表に取り組んでいただきたい。

【参考】障害福祉サービス等情報更新状況について(令和2年2月7日現在)

都道府県	更新率	都道府県	更新率	政令市	更新率	中核市	更新率	中核市	更新率	中核市	更新率
北海道	33.3%	滋賀県	25.0%	札幌市	42.0%	函館市	47.9%	長野市	72.5%	高松市	19.4%
青森県	95.2%	京都府	51.1%	仙台市	41.1%	旭川市	66.1%	岐阜市	73.3%	松山市	59.5%
岩手県	57.0%	大阪府	36.6%	さいたま市	34.9%	青森市	75.3%	豊橋市	45.3%	高知市	50.1%
宮城県	64.6%	兵庫県	83.2%	千葉市	35.4%	八戸市	66.0%	岡崎市	76.4%	久留米市	35.8%
秋田県	82.9%	奈良県	17.6%	横浜市	49.0%	盛岡市	49.9%	豊田市	75.4%	長崎市	36.7%
山形県	87.5%	和歌山県	25.7%	川崎市	58.0%	秋田市	81.7%	大津市	36.6%	佐世保市	44.0%
福島県	17.6%	鳥取県	69.4%	相模原市	67.0%	山形市	74.1%	豊中市	42.8%	大分市	42.6%
茨城県	27.1%	島根県	73.7%	新潟市	80.4%	福島市	37.5%	高槻市	98.3%	宮崎市	47.8%
栃木県	51.5%	岡山県	78.2%	静岡市	69.2%	郡山市	67.7%	枚方市	58.5%	鹿児島市	54.8%
群馬県	37.9%	広島県	47.7%	浜松市	48.5%	いわき市	57.3%	八尾市	0.0%	那覇市	5.3%
埼玉県	27.1%	山口県	78.3%	名古屋市	54.5%	宇都宮市	53.8%	寝屋川市	24.3%		
千葉県	31.7%	徳島県	22.5%	京都市	40.3%	前橋市	39.0%	東大阪市	59.5%	一般市	更新率
東京都	32.8%	香川県	44.0%	大阪市	39.5%	高崎市	48.1%	姫路市	61.4%	栃木市	40.5%
神奈川県	83.3%	愛媛県	91.6%	堺市	42.5%	川越市	8.2%	尼崎市	80.2%	我孫子市	44.3%
新潟県	95.5%	高知県	27.3%	神戸市	31.8%	川口市	43.3%	明石市	49.9%		
富山県	73.0%	福岡県	52.2%	岡山市	61.0%	越谷市	39.7%	西宮市	45.1%		
石川県	64.1%	佐賀県	53.9%	広島市	29.6%	船橋市	42.4%	奈良市	16.0%		
福井県	58.6%	長崎県	50.0%	北九州市	98.1%	柏市	65.6%	和歌山市	24.0%		
山梨県	73.9%	熊本県	88.6%	福岡市	60.4%	八王子市	22.6%	鳥取市	70.6%		
長野県	79.5%	大分県	82.2%	熊本市	38.1%	横須賀市	93.6%	松江市	78.5%		
岐阜県	75.5%	宮崎県	24.5%			富山市	50.7%	倉敷市	87.8%		
静岡県	75.2%	鹿児島県	29.6%			金沢市	33.7%	呉市	97.9%		
愛知県	69.2%	沖縄県	23.3%			福井市	51.1%	福山市	29.6%		
三重県	68.1%					甲府市	26.3%	下関市	38.6%		

注) 更新率(※)に下線がある自治体は、更新率が50%以下であることを示す。
 ※ 更新率の計算には今年度の新規事業等掲載状況を含む。

障害福祉のしごと魅力発信事業について

(厚生労働省本省事業、地域生活支援事業(都道府県事業))

関連資料3

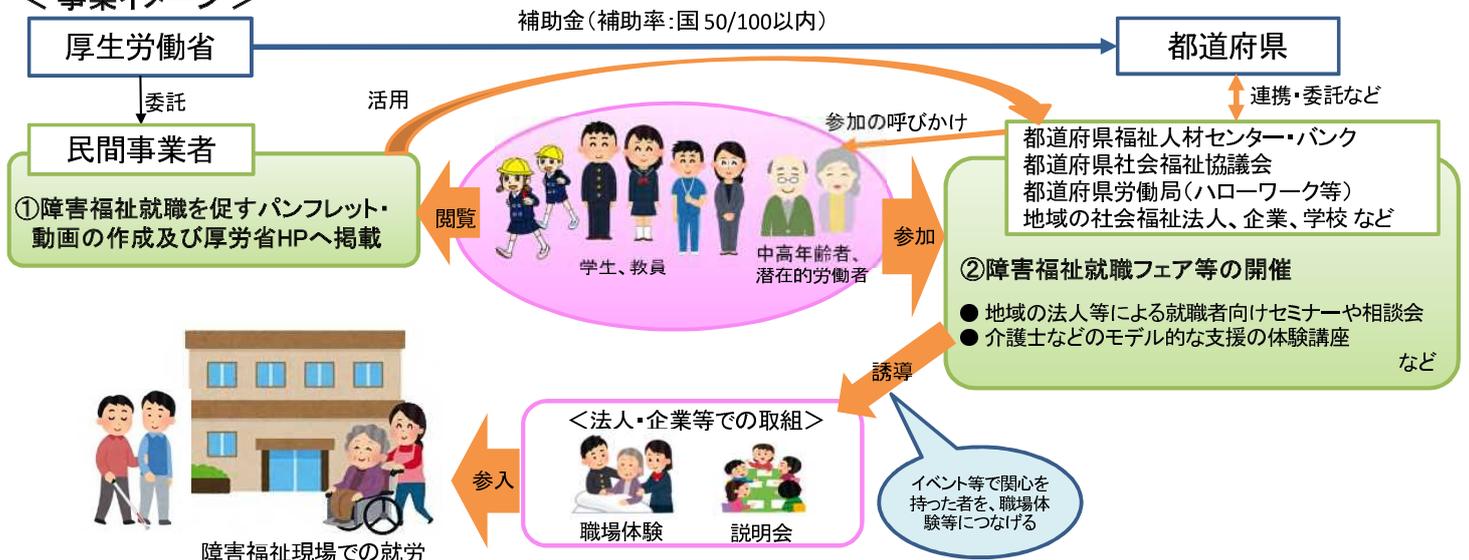
1. 事業の目的

障害福祉の仕事の魅力を伝え、障害福祉に対して抱いているイメージを変えて、障害福祉の職場について理解を促進するための障害福祉就職フェア等を行い、障害福祉分野への多様な人材の参入促進を図る。

2. 事業概要・実施主体

- ① 障害福祉就職を促すパンフレット・動画の作成及び厚生労働省HPへ掲載(実施主体:厚生労働省)
- ② 障害福祉就職フェア等の開催(実施主体:都道府県、補助率:国1/2以内)
 小中高生、福祉系大学の学生・教員、働く意欲のあるアクティブシニア等を主なターゲットとし、地域の福祉人材センター、ハローワーク、社会福祉法人、企業、学校などの多様な関係団体と連携しつつ、障害福祉の就職フェア等を開催する。

< 事業イメージ >



令和元年度補正予算:202,800千円 令和2年度予算案:51,600千円

1. 事業目的

- 「経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）2019」では、ロボット・AI・ICT等、データヘルス改革、タスク・シフティング、シニア人材の活用推進、組織マネジメント改革、経営の大規模化・協働化を通じて、医療・福祉サービス改革による生産性の向上を図ることにより、2040年における医療・福祉分野の単位時間サービス提供量について5%以上向上させることが明記されている。
- 障害福祉の現場におけるロボット技術の活用により、介護業務の負担軽減等を図り、労働環境の改善、生産性の向上、安全・安心な障害福祉サービスの提供等を推進する。（※補助の上限額は1機器当たり30万円、補助率は国10/10）

2. 事業内容

- 障害者支援施設等の実情に応じて策定する介護の負担軽減等を図るためのロボット導入計画の実現のために使用されるロボットであって、当該事業を通じた先駆的な取組により、介護業務の負担軽減等に資するものについて、一定額以上のロボットを施設・事業所へ導入する費用を助成する。

3. 事業要件

【実施主体】

- 都道府県、指定都市、中核市

【導入施設・事業所】

- 障害福祉サービス等の指定を受けている施設・事業所

【申請要件】

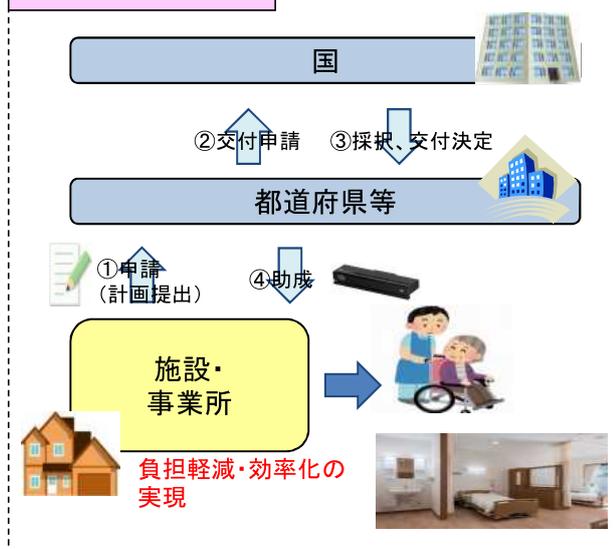
- 介護業務の負担軽減等のためのロボット導入計画の作成（計画の記載内容）

→ 達成目標、導入機種、期待される効果等とし、実際の活用事例を示すことで他の施設等が参考にできるような内容であること。

【助成対象】※ 販売価格が公表されており、一般に購入できる状態にあること。

- 日常生活支援における見守り等で利用するロボットが対象。

4. 事業スキーム



4 障害者総合支援法と介護保険法の適用に係る適切な運用等について

(1) 障害者総合支援法に基づく自立支援給付費と介護保険法との適用関係【関連資料1、2】

我が国においては、自助を基本としつつ、共助が自助を支え、自助・共助で対応できない場合に社会福祉等の公助が補完する仕組みが社会保障の基本となっている。

このため、あるサービスが公費負担制度でも社会保険制度でも提供されるときは、国民が互いに支え合うために保険料を支払う社会保険制度の下で、そのサービスをまず利用してもらうという「保険優先の考え方」が原則となっている。

障害者総合支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係については、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について」（平成19年3月28日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長・障害福祉課長連名通知）で、介護保険サービスが原則優先されることとなるが、サービス内容や機能から、介護保険サービスには相当するものがない障害福祉サービス固有のものについては、障害福祉サービスに係る介護給付費等を支給することや、障害福祉サービスについて当該市町村において適当と認める支給量が、介護保険サービスのみによって確保することができないものと認められる場合には、介護給付費等を支給することが可能であることなどの取扱いを示すとともに、障害保健福祉関係主管課長会議において適切な運用に努めていただくよう周知してきたところである。

また、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度の適用関係等に係る留意事項等について」（平成27年2月18日付事務連絡。以下「事務連絡」という。）において、制度の適切な運用について示しているところであり、介護保険の被保険者である障害者から障害福祉サービスの利用に係る支給申請があった場合は、一律に介護保険サービスを優先させることはせず、障害福祉サービスの利用に関する具体的な利用意向等を聴き取りにより把握した上で、障害者の個々の状況に応じた支給決定がなされるよう改めてお願いする。

なお、介護保険の被保険者である障害者については、申請に係る障害福祉サービスに相当する介護保険サービスにより適切な支援を受けることが可能か否か、当該介護保険サービスに係る介護保険給付を受けることが可能か否か等について判断するためにも、障害者の生活に急激な変化が生じないよう配慮しつつ、まずは、要介護認定等申請を行っていただいた上で介護保険制度からどのようなサービスをどの程度受けられるかを把握することが適当である。

したがって、要介護認定等の申請を行わない障害者に対しては、申請をしない理由や事情を十分に聴き取るとともに、継続して制度の説明を行い、申

請について理解を得られるよう丁寧働きかけるよう改めてお願いします。

さらに、特に 65 歳を迎える者については、介護保険制度の円滑な利用に向け、要介護認定等の申請から認定結果通知にかかる期間も考慮して、65 歳に到達する誕生日前の適切な時期から要介護認定等に係る申請の案内を行うようお願いします。

その際、単に案内を郵送するだけでなく、市町村職員又は相談支援専門員から直接、介護保険制度について説明を行うことが望ましい。

また、指定特定相談支援事業者と指定居宅介護支援事業者等との一層の連携が図られるよう、

- ・ 相談支援専門員が、利用者に対し必要な介護保険サービスを円滑に利用できるよう介護保険制度に関する案内を行うことや、本人の了解の下、利用する指定居宅介護支援事業所等に対し利用者の状態や障害福祉サービスの利用状況等サービス等利用計画に記載されている情報を提供するよう適切に引継ぎを行うこと
- ・ 介護保険サービス利用開始後も引き続き障害福祉サービスを利用する場合は、サービス担当者会議等を活用して相談支援専門員と介護支援専門員が随時情報共有を図ること

等については、事務連絡で既にお示ししているが、改めてお願いします。

(2) 新高額障害福祉サービス等給付費について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 65 号）により支給対象が拡大された高額障害福祉サービス等給付費（いわゆる「新高額障害福祉サービス等給付費」）については、対象者等が制度内容を正しく理解し、適当な時期に申請が行われることが重要である。

このため、対象者等に対し、制度の概要等について丁寧に説明していただくようお願いする。これらの対応に当たっては、必要に応じて介護保険担当部局と連携し、対象者要件を満たす者の把握に努めていただきたい。

また、新高額障害福祉サービス等給付費については、高額介護サービス費【年額】等との併給調整後に支給を行う場合や、月払いで支給し、高額介護サービス費【年額】確定後に重複支給額の併給調整を行う場合等、市町村の判断により運用していただくこととしているが、いずれの場合においても、申請者に対し、償還のスケジュールについて十分な説明を行い、理解を得られるよう対応されたい。

障企発第0328002号
障障発第0328002号
平成19年3月28日
一部改正
障企発0928第2号
障障発0928第2号
平成23年9月28日
一部改正
障企発0330第4号
障障発0330第11号
平成24年3月30日
一部改正
障企発0329第5号
障障発0329第9号
平成25年3月29日
一部改正
障企発0331第2号
障障発0331第2号
平成26年3月31日
一部改正
障企発0331第1号
障障発0331第5号
平成27年3月31日
一部改正

各 都道府県 障害保健福祉主管部（局）長 殿

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部 企画課長
障害福祉課長

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に
基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について

障害者自立支援法（平成17年法律第123号。平成25年4月から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律。以下「法」という。）に基づく自立支援給付（以下「自立支援給付」という。）については、法第7条の他の法令による給付又は事業との調整規定に基づき、介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による保険給付又は地域支援事業が優先されることとなる。このうち、介護給付費等（法第19条第1項に規定する介護給付費等をいう。以下同じ。）の支給決定及び補装具費の支給に係る認定を行う際の介護保険制度との適用関係等についての考え方は次のとおりであるので、御了知の上、管内市町村、関係団体及び関係機関等に周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏のないようにされたい。

本通知の施行に伴い、平成12年3月24日障企第16号・障障第8号厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課長、障害福祉課長連名通知「介護保険制度と障害者施策との適用関係等について」は廃止する。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

1. 自立支援給付と介護保険制度との適用関係等の基本的な考え方について

(1) 介護保険の被保険者とならない者について

障害者についても、65歳以上の者及び40歳以上65歳未満の医療保険加入者は、原則として介護保険の被保険者となる。

ただし、次の①及び②に掲げる者並びに③～⑪の施設に入所又は入院している者については、①～⑪に掲げる施設（以下「介護保険適用除外施設」という。）から介護保険法の規定によるサービス（以下「介護保険サービス」という。）に相当する介護サービスが提供されていること、当該施設に長期に継続して入所又は入院している実態があること等の理由から、介護保険法施行法（平成9年法律第124号）第11条及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第170条の規定により、当分の間、介護保険の被保険者とはならないこととされている。

なお、介護保険適用除外施設を退所又は退院すれば介護保険の被保険者となり、介護保険法に基づく要介護認定又は要支援認定（以下「要介護認定等」という。）を受ければ、これに応じた介護保険施設に入所（要介護認定を受けた場合に限る。）し、又は在宅で介護保険サービスを利用することができる。

- ① 法第19条第1項の規定による支給決定（以下「支給決定」という。）（法第5条第7項に規定する生活介護（以下「生活介護」という。）及び同条第11項に規定する施設入所支援（以下「施設入所支援」という。）に係るものに限る。）を受けて同法第29条第1項に規定する指定障害者支援施設（以下「指定障害者支援施設」という。）に入所している身体障害者
- ② 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第18条第2項の規定により法第5条第12項に規定する障害者支援施設（生活介護を行うものに限る。以下「障害者支援施設」という。）に入所している身体障害者
- ③ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第42条第2号に規定する医療型障害児入所施設
- ④ 児童福祉法第6条の2第3項の厚生労働大臣が指定する医療機関（当該指定に係る治療等を行う病床に限る。）
- ⑤ 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法

律第167号) 第11 条第 1 号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設

- ⑥ 国立及び国立以外のハンセン病療養所
- ⑦ 生活保護法(昭和25年法律第144号) 第38条第 1 項第 1 号に規定する救護施設
- ⑧ 労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号) 第29条第 1 項第 2 号に規定する被災労働者の受ける介護の援護を図るために必要な事業に係る施設(同法に基づく年金たる保険給付を受給しており、かつ、居宅において介護を受けることが困難な者を入所させ、当該者に対し必要な介護を提供するものに限る。)
- ⑨ 障害者支援施設(知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号) 第16条第 1 項第 2 号の規定により入所している知的障害者に係るものに限る。)
- ⑩ 指定障害者支援施設(支給決定(生活介護及び施設入所支援に係るものに限る。))を受けて入所している知的障害者及び精神障害者に係るものに限る。)
- ⑪ 法第29条第 1 項の指定障害福祉サービス事業者であって、障害者自立支援法施行規則(平成18年厚生労働省令第19号) 第 2 条の 3 に規定する施設(法第 5 条第 6 項に規定する療養介護を行うものに限る。)

(2) 介護給付費等と介護保険制度との適用関係

介護保険の被保険者である65歳以上の障害者が要介護状態又は要支援状態となった場合(40歳以上65歳未満の者の場合は、その要介護状態又は要支援状態の原因である身体上又は精神上の障害が加齢に伴って生ずる心身上の変化に起因する特定疾病によって生じた場合)には、要介護認定等を受け、介護保険法の規定による保険給付を受けることができる。また、一定の条件を満たした場合には、地域支援事業を利用することができる。

その際、自立支援給付については、法第 7 条の他の法令による給付又は事業との調整規定に基づき、介護保険法の規定による保険給付又は地域支援事業が優先されることとなるが、介護給付費等の支給決定を行う際の介護保険制度との適用関係の基本的な考え方は以下のとおりであるので、市町村は、介護保険の被保険者(受給者)である障害者から障害福祉サービスの利用に係る支給申請があった場合は、個別のケースに応じて、申請に

係る障害福祉サービスに相当する介護保険サービスにより適切な支援を受けることが可能か否か、当該介護保険サービスに係る保険給付又は地域支援事業を受け、又は利用することが可能か否か等について、介護保険担当課や当該受給者の居宅介護支援を行う居宅介護支援事業者等とも必要に応じて連携した上で把握し、適切に支給決定すること。

① 優先される介護保険サービス

自立支援給付に優先する介護保険法の規定による保険給付又は地域支援事業は、介護給付、予防給付及び市町村特別給付並びに第一号事業とされている（障害者自立支援法施行令（平成18年政令第10号）第2条）。したがって、これらの給付対象となる介護保険サービスが利用できる場合は、当該介護保険サービスの利用が優先される。

② 介護保険サービス優先の捉え方

ア サービス内容や機能から、障害福祉サービスに相当する介護保険サービスがある場合は、基本的には、この介護保険サービスに係る保険給付又は地域支援事業を優先して受け、又は利用することとなる。しかしながら、障害者が同様のサービスを希望する場合でも、その心身の状況やサービス利用を必要とする理由は多様であり、介護保険サービスを一律に優先させ、これにより必要な支援を受けることができるか否かを一概に判断することは困難であることから、障害福祉サービスの種類や利用者の状況に応じて当該サービスに相当する介護保険サービスを特定し、一律に当該介護保険サービスを優先的に利用するものとはしないこととする。

したがって、市町村において、申請に係る障害福祉サービスの利用に関する具体的な内容（利用意向）を聴き取りにより把握した上で、申請者が必要としている支援内容を介護保険サービスにより受けることが可能か否かを適切に判断すること。

なお、その際には、従前のサービスに加え、小規模多機能型居宅介護などの地域密着型サービスについても、その実施の有無、当該障害者の利用の可否等について確認するよう留意する必要がある。

イ サービス内容や機能から、介護保険サービスには相当するものがない障害福祉サービス固有のものと認められるもの（同行援護、行動援

護、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援等）については、当該障害福祉サービスに係る介護給付費等を支給する。

③ 具体的な運用

②により、申請に係る障害福祉サービスに相当する介護保険サービスにより必要な支援を受けることが可能と判断される場合には、基本的には介護給付費等を支給することはできないが、以下のとおり、当該サービスの利用について介護保険法の規定による保険給付が受けられない又は地域支援事業が利用することができない場合には、その限りにおいて、介護給付費等を支給することが可能である。

ア 在宅の障害者で、申請に係る障害福祉サービスについて当該市町村において適当と認める支給量が、当該障害福祉サービスに相当する介護保険サービスに係る保険給付又は地域支援事業の居宅介護サービス費等区分支給限度基準額の制約から、介護保険のケアプラン上において介護保険サービスのみによって確保することができないものと認められる場合。

イ 利用可能な介護保険サービスに係る事業所又は施設が身近にない、あっても利用定員に空きがないなど、当該障害者が実際に申請に係る障害福祉サービスに相当する介護保険サービスを利用することが困難と市町村が認める場合（当該事情が解消するまでの間に限る。）。

ウ 介護保険サービスによる支援が可能な障害者が、介護保険法に基づく要介護認定等を受けた結果、非該当と判定された場合など、当該介護保険サービスを利用できない場合であって、なお申請に係る障害福祉サービスによる支援が必要と市町村が認める場合（介護給付費に係るサービスについては、必要な障害支援区分が認定された場合に限る。）。

(3) 補装具費と介護保険制度との適用関係

補装具費の支給認定を行う際の介護保険制度との適用関係についても、基本的な考え方は（2）の①及び②と同様であるが、具体的には以下のとおりである。介護保険で貸与される福祉用具としては、補装具と同様の品目（車いす、歩行器、歩行補助つえ）が含まれているところであり、それらの品目は介護保険法に規定する保険給付が優先される。ただし、車いす

等保険給付として貸与されるこれらの品目は標準的な既製品の中から選択することになるため、医師や身体障害者更生相談所等により障害者の身体状況に個別に対応することが必要と判断される障害者については、これらの品目については、法に基づく補装具費として支給して差し支えない。

2. その他

- (1) 介護保険サービスが利用可能な障害者が、介護保険法に基づく要介護認定等を申請していない場合等は、介護保険サービスの利用が優先される旨を説明し、申請を行うよう、周知徹底を図られたい。
- (2) 平成18年3月31日以前の身体障害者福祉法等による日常生活用具の給付・貸与事業において、介護保険による福祉用具の対象となる品目については、介護保険法の規定による貸与や購入費の支給を優先して行うこととされていたところであるが、法における地域生活支援事業については自立支援給付とは異なり、地域の実情に応じて行われるものであり、法令上、給付調整に関する規定は適用がないものである。しかしながら、日常生活用具に係る従来の取り扱いや本通知の趣旨を踏まえ、地域生活支援事業に係る補助金の効率的な執行の観点も考慮しつつ、その適切な運用に努められたい。

事 務 連 絡
平成 27 年 2 月 18 日

各

都道府県
指定都市
中核市

 障害保健福祉部（局） 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部 企 画 課
障害福祉課

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度の適用関係等に係る留意事項等について

標記については、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について」（平成 19 年 3 月 28 日障企発第 0328002 号・障障発第 0328002 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長・障害福祉課長連名通知。以下「適用関係通知」という。）でお示しするとともに、障害保健福祉関係主管課長会議において適切な運用に努めていただくよう周知しているところである。

しかしながら、その運用に関して障害者の個々の実態に即したものとなっていない等の声も寄せられていることを踏まえ、各市町村における具体的な運用等についての実態調査を実施したところである。

本調査結果は別添のとおりであるが、自立支援給付と介護保険制度との適用関係に係る留意事項を下記のとおりまとめたので、御了知の上、管内市町村、関係機関に周知徹底いただくとともに、その運用に遺漏なきようお願いしたい。

なお、本事務連絡については、老健局とも協議済みであることを念のため申し添える。介護保険担当課室へも本事務連絡を情報提供し、適宜、連携を図るようお願いしたい。

記

1. 介護給付費等と介護保険制度との適用関係について

(1) 障害福祉サービスに相当する介護保険サービスの特定について

適用関係通知において、市町村は、介護保険の被保険者である障害者から障害福祉サービスの利用に係る支給申請があった場合は、個別のケースに応じて、当該障害福祉サービスに相当する介護保険サービスにより適切な支援を受けることが可能か否か等について、申請に係る障害福祉サービスの利用に関する具体的な内容（利用意向）を聴き取りにより把握した上で、適切に判断することとしているが、改めて各市町村においては、適切な運用をお願いしたい。

(2) 具体的な運用について

申請に係る障害福祉サービスに相当する介護保険サービスにより必要な支援を受けることが可能と判断される場合であっても、当該サービスの利用について介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による保険給付が受けられない場合には、その限りにおいて、介護給付費等を支給することが可能であることとしている。市町村においては、当該介護給付費等を支給する場合の基準を設けている場合であっても、当該基準によって一律に判断するのではなく、介護保険サービスの支給量・内容では十分なサービスが受けられない場合には、介護給付費等を支給するなど、適切な運用に努められたい。

また、障害福祉サービス利用者が要介護認定等を受けた結果、居宅介護サービス費等区分支給限度基準額の範囲内では、利用可能なサービス量が減少することも考えられる。しかし、介護保険利用前に必要とされていたサービス量が、介護保険利用開始前後で大きく変化することは一般的には考えにくいことから、個々の実態に即した適切な運用をお願いしたい。

2. 介護保険制度の円滑な利用に当たっての留意点

(1) 障害福祉サービス利用者への介護保険制度の案内について

要介護認定等の申請は、申請に係る者の状態について大きな変更が生ずることが見込まれないということから、65歳到達日（誕生日の前日）、特定疾病に該当する者の40歳到達日（誕生日の前日）又は適用除外施設退所日（以下「65歳到達日等」という。）の3か月前以内に

要介護認定等申請を受理し、65歳到達日等に認定することを運用上の対応として可能としている。

そのため、障害福祉サービス利用者の介護保険制度の円滑な利用に向け、要介護認定等の申請から認定結果通知にかかる期間を考慮して65歳到達日等前の適切な時期から要介護認定等に係る申請の案内を行うこと。

その際には、単に案内を郵送するだけでなく、市町村職員から、又は、(3)にお示しする相談支援専門員から直接、介護保険制度について説明を行うことが望ましい。

(2) 障害福祉サービス利用者等に対する介護保険制度との併給が可能な旨の案内について

介護保険法の規定による保険給付が優先されることが、あたかも介護保険のみの利用に制限されるという誤解を障害福祉サービス利用者にも与えることのないよう、適用関係通知(2)②の場合や③の場合については介護給付費等の支給が可能な旨、利用者及び関係者へ適切に案内を行うこと。

(3) 指定特定相談支援事業者と指定居宅介護支援事業者等との連携について

障害福祉サービス利用者が介護保険サービスを利用するに当たっては、障害者が適切なサービスを受けられるよう

- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）における指定特定相談支援事業所の相談支援専門員がモニタリングを通じて、必要な介護保険サービスを円滑に利用できるよう利用者に対し、介護保険制度に関する案内を行うことや、介護保険サービスの利用に際しては、本人に了解の上、利用する指定居宅介護支援事業所等に対し、利用者の状態や障害福祉サービスの利用状況等サービス等利用計画に記載されている情報を提供するよう適切に引継ぎを行うこと
- ・ 介護保険サービス利用開始後も引き続き障害福祉サービスを利用する場合は、サービス担当者会議等を活用して相談支援専門員と介護支援専門員が随時情報共有を図ること

等必要な案内や連携を行うこと等の周知をお願いしたい。

※なお、ここでいう「指定居宅介護支援事業者等」とは、小規模多機能型居宅介護や介護老人福祉施設のように、人員配置基準において

介護支援専門員の配置が義務づけられている事業者を含むものである。

3. 要介護認定等の申請について

介護保険の被保険者である障害者については、申請に係る障害福祉サービスに相当する介護保険サービスにより適切な支援を受けることが可能か否か、当該介護保険サービスに係る介護保険給付を受けることが可能か否か等について判断するためにも、障害者の生活に急激な変化が生じないように配慮しつつ、まずは、要介護認定等申請を行っていただいた上で介護保険制度からどのようなサービスをどの程度受けられるかを把握することが適当である。

したがって、要介護認定等の申請を行わない障害者に対しては、申請をしない理由や事情を十分に聴き取るとともに、継続して制度の説明を行い、申請について理解を得られるよう働きかけること。

4. 指定障害者支援施設等入所者の要介護認定等について

介護保険適用除外施設である指定障害者支援施設等入所者は、介護保険サービスに相当する介護サービスが提供されていること等の理由から、当分の間、介護保険の被保険者とはならないこととされている。一方で、個々の事情に応じて介護保険適用除外施設を退所又は退院することもあり得るが、その場合には介護保険の被保険者となり、介護保険法に基づく要介護認定等を受けることにより、これに応じた介護保険サービスを利用することが可能となる。

この点、例えば、介護保険適用除外施設からの退所者が介護老人福祉施設等へ入所しようとする場合には、通常、一定の期間を要することから、指定障害者支援施設等の退所日と要介護認定申請の時期の兼ね合いで必要な手続きや調整が円滑に行われれないという指摘があるが、介護保険サービスの利用を円滑に進めるために、関係者間での密な情報共有や連携を図ることにより、柔軟に対応願いたい。